



富士山頂から南アルプス方面を望む 撮影者：杉田峻介

あけまして  
おめでとうございます



ある日、ある国が隣国に自国軍を侵攻させる。指導者は、「隣国の住民が支援を求めている。隣国の政権のジェノサイドにさらされている住民を保護する人道的な措置だ。占領は目的としていない。」と侵攻の大義を説明する。ところが、戦況は隣国の抗戦に直面して泥沼化し、隣国の一部地域を自国に編入するに至る。この間、侵攻に抗議する人々は投獄され、異を唱える組織は閉鎖され、メディアは侵攻支持一色に染められ、知識人は発言の場を奪われてゆく。気づいたときには、多くの国民が、国家と権力者が語る大きな物語に絡めとられ、戦争は「国民の正義」になる。今のロシアのように。かつての日本のように。

しかし、正義の戦争を語る国家連合や国家や権力者の大きな物語には嘘が伴う。大量破壊兵器が存在しなかったイラク戦争しかり、ロシアのプーチンしかり。

ミサイルや戦車の砲弾が投下されるその場所には、街があり、子どもや老人や女性たちが居て、空襲警報下燈火を消した暗い闇なので不安と恐怖に慄く夜を過ごす。しかし、『地上のどこに、爆弾を落としていい場所があるのか。戦争とは、命を奪い、人々の生活の場所を力づくで破壊すること。誰にそれが許されるのか。大きな力は大きな嘘をつき、小さな力は小さな嘘をつく。いくつもの嘘が重ねられて、戦争は生み出される。そして子供たちが裏切られる。』学校や病院が爆撃され子どもや患者が犠牲になっても、「戦争に誤りはつきものだ。」という一言で、誰も責任を取ろうとはしない。

真実は市井の人々の暮らしの中にある。『大きな声にさえぎられた小さな声、隠された言葉に、耳をすましてほしい……。』『人とは何か…答えが正しければ正しいほど、新しい問いを生む永劫の命題。…でも答えは一人では見つからない。この世にはどんなに強い力でも壊しきれないものが在る。それを守るために、人には声と沈黙が与えられていると、春が告げていた。』

ベオグラードに平和な春が訪れたように、ウクライナにもパレスチナにも空爆のない静かな春が訪れることを願わずにはいられない。

\*『内は、(「そこから青い闇がささやき～ベオグラード、戦争と言葉～」山崎佳代子著／ちくま文庫)からの引用。山崎さんは旧ユーゴスラビア時代から現地暮らししている詩人で、NATO軍の空爆を経験した。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 室谷悠子

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士 池田健人

弁護士 中江友紀

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦

弁護士 佐用理紗

事務局一同



# インターネット上での誹謗中傷への対応と プロバイダ責任制限法の改正

弁護士 杉田 峻介  
弁護士 中江 友紀

## 1 インターネット上での誹謗中傷と対応策

### (1) はじめに

インターネットを通じて日々膨大な情報が行き交い、またコミュニケーションツールとして多様なSNSが発達する中で、誰もがそれらを用いて情報を検索し、また人と交流したり情報交換したりすることが当たり前の世界になりました。

他方で、それらを用いた情報発信が手軽になるにつれ、他人に対する誹謗中傷にあたるような書き込み・投稿が安易になされることも増え、その内容が不特定多数の人に閲覧可能となる結果として、大きな被害を生んでいる実情もあります。

今回は、そのようなインターネット上での誹謗中傷への対応の課題と、これに関連して、発信者情報開示請求に関する最近の法整備の状況を見てみたいと思います。

### (2) 削除の請求の方法論

ウェブサイト、SNSや各種のアプリについては、その運営会社が存在します(コンテンツプロバイダともいいます)。他方、それらの運営会社はインターネット上の空間でそれらの「場」を管理している立場であり、実際に書き込み・投稿を行うのは利用者個人です。

他人に対する誹謗中傷に当たるような書き込みが行われた場合に取得可能な手段は、書き込まれたコンテンツによっても様々ですが、基本的には、コンテンツプロバイダ=「場」の運営会社(ここでは分かりやすく「運営会社」と呼ぶことにします)に対する請求、実際に書き込みをした相手方に対する請求の2つのパターンが考えられます。

運営会社においては、書き込みに関するルールを設定している場合がほとんどです。ルールの内容はコンテンツによって多種多様ですが(たとえばSNSでも、Twitter、Instagram、TikTokなどそれぞれで規約の内容は異なります)、名誉棄損に該当するなど法的に「違法」と評価される表現のみならず、独自のルールに違反するものについては、運営会社側で削除の対象となり得ます。したがって、当該コンテンツの利用規約等を確認して、それに違反し得る投稿であれば、運営会社に対しての削除請求をしてみるというのが第一歩になります。ただ、フォーム等への入力による場合が多いものの、削除請求の手段の方法もまた様々です。加えて、規約に違反するような投稿であるかどうかの判断もまた運営会社に委ねられるので、適切とは言えない書き込みの内容であっても、削除に応じてもらえないことも多くあります。

もう一つが、運営会社ではなく、書き込みをした相手方本人に対する請求のパターンです。民法上の名誉棄損に当たる

場合など、法的な権利侵害がある場合には、直接、そのような行為の差止請求や損害賠償請求が可能ですので、警告を行い、応じなければ法的請求をすることが考えられます。なお、違法な表現行為の場合には、ケースによっては運営会社に対しても法的に書き込みの削除を請求する余地もあります。

### (3) 「相手方の特定」の問題

相手方に対する請求を想定する場合は、サイトやSNSにおいて、ある人に対する誹謗中傷(悪意のある書き込み)がなされたとき、それを行った人を特定できるかがポイントになります。たとえばSNSへの書き込みがあった場合で、書き込みをした人の氏名や連絡先が分かる場合には良いのですが、他方で、匿名で書き込めるコンテンツへの書き込みがなされた場合や、書き込みがアカウントと紐づいているもののそのアカウントが誰のものか分からないような場合には、直ちに直接の請求ができず、「書き込んだのは誰か」を特定する必要があります。「誰か」は分かっても、正確な氏名や連絡先、住所などが分からない場合も同様です。ところが、その特定のためには、プロバイダへの発信者情報開示請求、ケースによっては仮処分その他の手続きをとる必要があります。またその過程も非常に複雑で、書き込みによる被害者には大きな負担となってきました。

これに関連して、近時、発信者情報開示請求に関し、プロバイダ責任制限法が改正されたので、以下ではそのポイントをご紹介します。

## 2 プロバイダ責任制限法の改正のポイント

### (1) 令和2年改正—発信者情報に電話番号が追加

従来、投稿者を特定するためには、①コンテンツプロバイダ(サイトやSNSの運営会社)に対して投稿時のIPアドレス等の開示請求を行い、②開示されたIPアドレス等から利用されたアクセスプロバイダ(NTTなどの通信事業者)を特定し、さらに、③同アクセスプロバイダに対して契約情報の開示請求を行うというプロセスを経る必要がありました。

この点、プロバイダ責任制限法の委任を受けた省令が改正され、「発信者の電話番号」が開示対象となることが明記されました。これにより、手順①でコンテンツプロバイダから投稿者の電話番号の開示を受けた場合、電話会社を特定したうえで弁護士会照会により電話番号の契約者を照会することで投稿者が特定できるようになりました。電話番号の開示を受けることができた場合には、③の手続きを省略することができるため、従来よりも時間と費用の負担が軽減されるものと

いえます。

### (2) 令和3年改正—大きく2つのポイント

#### ① 開示対象者・開示対象情報の拡張

SNS等の中には、個別の投稿に関する通信記録を保存せず、アカウントへのログイン情報のみを保存する「ログイン型」と呼ばれるものがあります。TwitterやFacebook等がこれに当たります。改正前の法では、このようなログイン型が想定されておらず、開示対象となるのは「当該権利の侵害に係る発信者情報」に限られ、ログイン情報が開示の対象となるのか不明確でした。

改正法は、ログイン情報の通信に関しても「侵害関連通信」とし、侵害関連情報に係る発信者情報を「特定発信者情報」として、開示対象となることを明確にしました。

ただし、あくまで、権利侵害を伴う通信に関する情報開示が原則であり、ログイン情報の通信からの情報開示については補充的なものとして位置づけられています。そのため、補充的要件が加重され、開示請求できる場合が限定されている点に注意が必要です。

#### ② 新たな裁判手続の創設

投稿者を特定するためには、上述したように手順①～③のプロセスを要し、手順①と③については、コンテンツプロバイダやアクセスプロバイダが任意の開示に応じない場合には、それぞれ別個の裁判手続を行うことが必要でした。2回の裁



## 奄美あすなろだより

### 世界自然遺産登録後の奄美

弁護士 和田 知彦

世界自然遺産登録がされてから、なにかと奄美が取り上げられることも増えました。

世界自然遺産登録の影響もあり、近年、奄美の不動産取引が活発になっており、それに伴い、おかしなことをする不動産業者や関係者も増えてきました。

一般の方は、ホームページが綺麗とか親切そうだったとか表面的情報に踊らされがちですが、取引の対象はあくまでも土地や建物で、問題となるのは権利関係です。最近では、権利を持っていない人から不動産を仲介したり、権利が制約される不動産であることを告げずに仲介したりする業者もいました。関係者の欲望がそういう業者や取引を生み出しているとも思います。

また、数年前からのことではありますが、海沿いの土地が特に活発に取引されていて、今後は海沿いの景観を大きく変えてしまう建物が建てられることや、今まで地元の人たちが利用していた場所の通行が遮られて親しんでいた海に行けなくなってしまったりすることが予想されます。海外と異なり日本では、海へのパブリックアクセス権や海岸からの

判手続を要するため、被害者には時間と費用の負担がかかるとともに、ログの保存期間が経過してしまい、発信者の特定が困難となるおそれもあります。

改正法では、1つの裁判手続で発信者情報を開示できるように、新たに発信者情報開示命令という非訟手続が新設されました。この手続では、基本となる発信者情報開示命令に加え、提供命令(コンテンツプロバイダが有するアクセスプロバイダの名称の提供を命令すること)、消去禁止命令(発信者情報を削除することを禁止すること)という合計3つの命令が組み合わさって進行し、発信者情報の開示を一つの手続で行うことが可能となります。プロバイダ側の協力が前提になりますが、争訟性の低い事案について簡易迅速な情報開示が狙いとされています。

### (3) まとめ

以上の通り、プロバイダ責任制限法は、円滑な被害者救済を図るため、近年の法改正により制度の見直しが行われました。改正法の運用がうまく進むことで、時間的・費用的な負担が軽減されることが想定されますが、ログの保存期間の問題により、可及的速やかな対応が必要なことに変わりはありません。

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害にお悩みの場合、お早めにご相談ください。

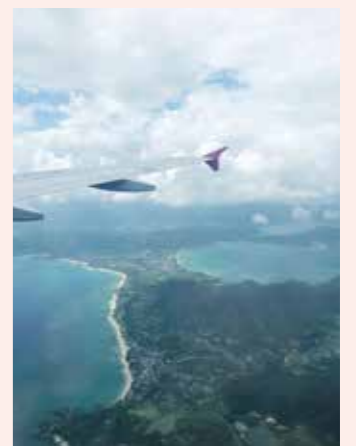
セットバックという発想の規制が無いため、開発が先行する沖縄で顕著ですが、地元民が慣れ親しんだ場所から締め出されてしまう事態が発生しています。

勝手な意見かもしれませんが、奄美が話題に上がるようになった今だからこそ、今あるものを大切に地に足をつけてほしいと感じます。この美しい島を眺めて、先祖から受け継いできたものを思い起こして、島の未来を想像して、地に足を付けておかしなことに関わらないようにしてほしいと思っています。

新型コロナ後の奄美を考えると、法律が絡む問題は増えると思います。今後も奄美での事案に専門的な知見をもって対応していくことができるように、現在、奄美と大阪の事務所です。弁護士が協働して仕事ができるような体制づくりに取り組んでいます。

今後も、地域の皆様とのコミュニケーションを大切に、地域から頼りにされる事務所になれるよう尽力してまいります。

今年もどうぞよろしくお願いいたします。



奄美上空 撮影者:佐用理紗





弁護士  
津田 浩克

## 私のルーティン

**早**朝に事務所に出て仕事をこなし、夕方パーソナルトレーニング(週2回)を終えて帰宅し、週末は映画と能勢妙見山に登ることをルーティンにしています。これに数か月毎の標高のある山と鄙びた温泉、そして年数回の演奏会が加わります。昨年9月に始めたパーソナルトレーニングで汗を流し身体をいじめるのは、慣れてくると

とても爽快です。出張が入ってこのルーティンが乱されるのを辛く感じるほどです。能勢妙見山から屋前に戻り、朝風呂に浸かりつつ飲むビールとその後の午睡と読書は格別ですね。

今年もこのルーティンを大切にしながら、一年をゆっくり駆け抜けたと思います。皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



弁護士  
岩本 朗

## 久しぶりのふとん太鼓

**堺**市に居住しており、毎年中秋の名月にあわせて開催される百舌鳥八幡宮の月見祭にふとん太鼓の担ぎ手として参加しています。2022年は、9月10日・11日とまだ厳しい暑さが残る時期に開催されました。新型コロナの関係で、この2年連続中止となっており、実に3年ぶりの開催でした。地域の伝統行事は、中断してしまうと地域の求心力が下がりますし、次の世代への承継にも困難が生じてしまいます。なんとか開催できて本当に良かったと思いますし、参加した全9町とも、例年よりも笑顔の多い運行だったと感じました。重たいふとん太鼓を何歳まで担ぎ続けられるかわかりませんが、行けるところまで行きたいと思っています。



弁護士  
黒田 祐史

## 保護者参観

**初**めて子どもの保育園の保護者参観に行ってきました。詳しい内容を知らないまま行ってみると、「しっぽ取り」で遊ぶとのこと。保育士さんからは私にも「しっぽ」が渡されました。「参観」ではなく「参加」です。

保育士さん2人と子ども約10人、私でしっぽ取りが始まりました。やはり珍しいからでしょうか、いつの間にか私は子どもたちのほとんどから追いかけていました。

9月の炎天下、体力無尽蔵の小さな怪獣たちに追いかけて、終わったころには汗びっしょりでへトへトになりました。

子ども達とも少し打ち解けることができ、大変楽しい時間でした。私は1時間程度の参加ですが、保育士さんは毎日長い時間子ども達の相手をしてくださっています。保育士さんの偉大さに改めて気づかされる機会となりました。



弁護士  
平林 佳江子

## ライデンという街

**ア**メリカから場所を移し、今年の9月からオランダのライデン大学ロースクールのInternational Children's Rights という修士課程のプログラムで国際人権法を学んでいます。ライデンは歴史的な街並みがとてもきれいなところで、自然や公園もたくさんある素敵な街です。また、近代医学の父であるシーボルトが暮らしていた街でもあり、日本とのつながりも強い街です。日本博物館のシーボルトハウスが観光名所の一つであり、またライデン大学には日本学科があります。街を歩いていると、建物の壁に菅原道真の和歌が描かれているのを発見できたりします。この素敵な街の中心に立つ、オランダ最古の大学で、もう1年勉強できることがとても嬉しく、勉強も生活も楽しみたいと思います。



弁護士  
原 正和

## ジグソーパズル

**最**近、我が家ではジグソーパズルが流行っています。最初は、小学4年生の娘の脳がより活性化して賢くなるようにと思って購入したのですが、次第に、娘たちだけではなく、妻と私も熱心に取り組むようになりました。最初は300ピースや500ピースぐらいでしたが、それが今では1000ピースになっています。1000ピースのジグソーパズルの中に「日本名所大集合!」というの

があるのですが、これは本当にピースが細かくて、絵が小さくて、最近出現してきた老眼と戦いながらの作業はなかなか大変です。ただ、家族でひざを突き合わせて楽しく会話をしながら同じことに取り組むのは(たまにみんな無言で黙々と作業をする時間帯もありますが)、良いものだと思っています。我が家では、しばらくはジグソーパズルブームが続くそうです。



弁護士  
室谷 悠子

## アニメの名言?

**親**しい人が世間よりやや遅れてはまっていた人気アニメ。大ヒット作には心に響く言葉があります。

「考えろ! 考えろ!」  
絶体絶命のピンチに主人公が唱える言葉。いろんなことに追われて余裕のない自分や行き詰まっていた家族のために使っています。

「弱者には何の権利も選択肢もない。悉く強者にねじ伏せられるのみ!」  
終わらない戦争やそれに伴う混戦が続く中で、世の中の見たくない現実を見せつけられるような言葉です。頭の片隅に残り、時々浮かべられます。強者になりたくてもなれない者、頑張りたくても頑張れない者、物言えぬ自然や生きもの、次世代のためにも法律と制度があり、それを支えるのが弁護士の社会的役割のはず。

だから「強くなれ!」「もっと強くなれ!」と自分を鼓舞しています。



弁護士  
池田 健人

## 挑戦することの重要性

**自**戒を込めてではありませんが、人は得てして現状に満足してしまい、新たなチャレンジに消極的になってしまいがちです。しかし、自分を取り巻く環境は刻一刻と変化していくため、チャレンジを怠ってしまうと、その場にとどまっているつもりでも、相対的には後退していることになってしまいます。

そこで、常に挑戦をし続けることを意識しながら日々を過ごしていくことがとても重要であると言えます。これはビジネス、プライベートのどちらにも共通することだと思います。

私も令和4年中は新たな人の繋がりを持つための活動を行ったり、空いている時間にスポーツを始めたりするなど新たなチャレンジを行いました。令和5年もこれらのことを継続しつつ、更に新たなチャレンジを行っていききたいと思います。

# 本年もよろしく

## お願いします



弁護士  
池田 直樹

## 瑕疵担保責任と応援歌

**還**暦を機にアコースティックギターとパーソナルトレーニングを始めた。今の課題曲はYuiの「I'll be」。[いつだって応援してるよ]という歌詞は、ロースクールにぴったり。が、それ以上に今の私でも「I will be ●●」(ギタリスト? マッチョ?)と妄想するのが楽しい。ただし、歌詞とリズムが速すぎて弾き語りでは口と手がバラバラに

なる。筋トレはムキムキのインストラクターが非力な私を「すごい、すごい」褒めまくるから50キロ担いでスクワットできるようになった。よし、それなら私の弾き語りでいっちょ皆の力を引き出してみようか? いや待てよ、私の演奏力ではまだ「歌詞テンポ」と人の重みを「担ぎ保て」ないから責任は「おーえんか」。



弁護士  
石飛 優子

## バーベキューは最高

**息**子の保育園からの友人4家族と、週末に定期的にバーベキューをしています。子どもたちにとっては、たくさんのお友達とお肉を焼いて食べたり、遊んだりできる最高の機会、大人たちにとっては、青空のもと、昼間から堂々とお酒を飲める最高の機会。いつも本当に楽しい時を過ごさせてもらっています。

子どもたちのお気に入りには冷凍の焼きおにぎりとスモア。冷凍の焼きおにぎりは少し解凍してから焼くと、表面がカリカリになってとってもおいしいんです(解凍せずに焼くと、外は焦げ焦げ、中は凍ったままという惨事になります)。スモアは、マシュマロを直火で焼いて、チョコレートと一緒にクラッカーに挟んで食べるおやつ。子どもたちが喜んで作ってくれます。



弁護士  
杉田 峻介

## 富士山

**数**年来行きたいと思っていた富士山に、昨夏、友人と一緒に登ってきました。

往路は雨に見舞われなかなかハードな登りとなりましたが、雨が止んで一面に光が差してきた情景はとても美しかったです。その後宿泊した8合目の山小屋は、コロナ対応で寝るスペースが仕切られていて快適でした。未明から山頂を目指し、ご来光を見た後、お鉢巡りをして、青空のもと360度広がるパノラマを目に焼き付けて帰ってきました。

私は過去、大学時代に2回登っていて、その後実に約15年ぶりの富士登山だったのですが、以前登ったときと同じところから見たはずの景色・空間が、何かまた違って見えました。自分自身の変化とともに見える景色も変わっていくのか、今後も定期的に登って確かめたいと思っています。



弁護士  
中江 友紀

## 犬≥人

**昨**年、祖父の米寿と少し遅れての母の還暦を祝うために、温泉旅行に行きました。実家で飼っている犬(モコ)にだけ留守番をさせるのは忍びなく、初めてペット同伴可のホテルに宿泊しました。

客室には、人間用の露天風呂のほか、ペット用の露天風呂もあり、モコは天然温泉を初体験。食事客室で一緒に楽しみ、犬用のごはんやアメニティも充実、犬用のバンダナもプレゼントされ、人間と同じかそれ以上にもてなされたモコは、ご満悦の様子でした。

ペットは単なる動物を超え、家族の一員、さらには社会の一員に近づいていると感じます。動物を「物」として扱う法律は、そろそろ変化の時ではないかと思っています。



弁護士  
齊藤 優摩

## 電子書籍

**仕**事を始めてから小説を読む機会が減っていましたが、電子書籍端末を購入したのを機に、電子書籍(小説)を読み始めました。最近の流行りに詳しくなかったため、とりあえず有名になっていた、2022年本屋大賞の「同志少女よ、敵を撃て」という小説を読むことにしました。この本は、独ソ戦時に実在した女性だけの狙撃小隊を題材にした作品で、ロシア側の視点で戦争の悲惨さなどが詳細に描かれ、現在のウクライナ情勢についても、色々考えさせられる内容でした。

この小説を読んで以降、今は、本屋大賞の過去の受賞作を順番に読んでいます。この読み方のおかげで、普段手にすることがないジャンルの本も読みましたが、どれも違った面白さがあり、お薦めです。



弁護士  
和田 知彦

## 2022年を振り返って

**時**間が経つのは早いもので、幸い、体力は今が一番あるような気もするのですが、年を感じることもできました。

今年はいくつか達成できたこともありましたが、1つは地元のカヌークラブのメンバーとしてトカラ列島の宝島と奄美大島の間およそ100キロをアウトリガーカヌーで人力で漕いで横断したことです。奄美で始めたサーフィンも形になってきて、自然の素晴らしさと同時に厳しさを感じています。

仕事も、数年以上かけて取り組んできた案件も複数目途が付き、その間の関係者の方々の日々の生活を思い返し、代理人として関わったことをうれしく感じています。今年は、奄美の自然環境を未来に残していくための一般社団法人に関わる予定もあります。

自分に残された時間を意識して、自分の周りにあるものを大切に、日々を生きていきたいと改めて思うところです。



弁護士  
佐用 理紗

## 公民館での筋トレ

**奄**美大島に赴任して、1か月が経ちました。ようやく生活が落ち着いてきて、何か新しいことを始めたいと思い、公民館での筋トレ(ストレッチ?)に通い始めました。デスクワークが多いので、運動不足が心配だったのですが、案の定、筋トレをすると翌日、身体のいろんなところに普段と違う感じが出てきました。筋トレ当日の夜から足がぼかぼかとして暖かく、よく眠れました。

筋トレの合間の休憩時には、先生が美味しい食べ物の話をされており、よく食べよく寝てよく動くというのがモットーのようです。私も身体を動かしつつ、健康的な食事を心がけ、十分な睡眠をとって、健康的な生活を目指します。

今後も筋トレを続けていきたいです。



# 家事調停委員の仕事

弁護士 石飛 優子



2020年10月から、大阪家庭裁判所で家事調停委員を務めています。

ここで皆様に、家事調停委員とはどのような仕事なのか、お話しさせていただこうと思います。

## 1 家事調停委員とはどんな仕事か

家事調停委員というのは、非常勤の裁判所職員で、裁判官または家事調停官と共に家事調停（離婚調停や面会交流調停、遺産分割調停など）を主催し、当事者双方の話合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる者を言います。

調停委員は、調停に一般市民の良識を反映させるため、私たちのような法律専門職だけでなく、社会生活上の豊富な知識経験を有する者、地域社会に密着して幅広く活躍してきた者など、法律専門職以外の方も多く選任されています。

## 2 調停を主宰する調停委員会

調停を進めるにあたっては、基本的に、裁判官（または家事審判官）と2名の調停委員の合計3名で調停委員会を組織します。調停委員は、1名は男性、1名は女性とされるのが通常です。これは、離婚事件の場合など、夫側・妻側の意見を聞く場合に、当事者が安心して話をするができるようにするためです。

裁判官は、同一日時に複数の調停を抱えているため、期日には、基本的に裁判官は立ち会いません。しかし、進行の重要な局面については、裁判官と調停委員で議論し（これを「評議」と言います。）、常に問題を共有して進めています。

## 3 受任から調停立会まで

私は現在、主に、遺産分割調停と遺留分に関する調停

に携わっています。

具体的に個別の事件を受ける際は、まず、裁判所書記官から、事件について調停委員就任の意向確認があります。そこで、当事者との間で利益相反がないか（以前に相談をお聞きした方ではないか、現在受任している事件の当事者や関係者ではないか、など）確認し、利益相反がなければ、事件配点を受諾します。

当該事件の調停委員に任命されると、第1回の調停期日までに裁判所に赴き、事件記録を閲覧し、どのような紛争なのか、争点は何なのか、調停期日において特に気をつけることがないか、など確認をします。

調停期日当日は、遅くとも調停の開かれる時間の40分前には裁判所に赴き、直前に当事者から提出された書面を確認し、期日に臨みます。

期日では、もう1人の調停委員（これを「相調停委員」と言います。）と共に、当事者双方から、個別に話を伺います。

私たち調停委員は裁定者ではなく、あくまで合意をあっせんする立場ですので、当該事件の法的な争点について断定的判断を与えることはせず、当事者の法的知識を補填しつつ、双方の互譲を促すよう努めます。

当事者の気持ちを和らげるために、法的な判断とは直接関係性のない、当事者の悩みや怒り、不満などに耳を傾けることも多くあります。

期日終了後には、相調停委員と共に、調停期日について振り返りを行い、次回期日の進行予定を立て、担当裁判官に、報告書を提出して、期日当日の職務を終えます。

調停委員はとても大変な仕事ですが、当事者の代理人である弁護士の仕事とは全く異なる取り組み方となりますし、裁判官の判断や思考過程を間近で見られるという点で、弁護士の仕事にも役立つと思っています。

JELFみどりの遺言

日本環境法律家連盟

詳しくは検索：「みどりの遺言」にて

日本を代表する環境団体に財産の一部を遺贈する「みどりの遺言」。夫婦とも亡くなったら各団体に遺贈することにした方、ペットの愛護団体に気持ちだけ遺贈す

る方、故人が好きだった動物を保護する団体に相続後に寄付される方、親族に遺産が行くくらいなら環境団体に遺贈すると決意された方など、徐々に広がってきています。遺言作成は残った人生の生き方を考えるよいチャンス。是非、インターネットから「みどりの遺言」で検索してみてください。